国の施策に関する要望書

～九州における農林水産業の振興に向けて～



© 2012 東京ｶｰﾄｸﾞﾗﾌｨｯｸ株式会社

2025年7月

一般社団法人九州経済連合会

国の施策に関する要望

我が国の農林水産物・食品の輸出は、国を挙げた戦略的な取り組みにより、2024 年の輸出額が過去最高の 1 兆 5,073 億円と、着実に拡大している。一方で、国が掲げる 2025 年まで 2 兆円、2030 年まで 5 兆円の目標達成には、更なる取り組みの強化が求められる。

九州は、農林水産業産出額が全国の約 2 割を占めることから、日本の食糧供給基地と呼ばれ、「フードアイランド九州」としての存在感が高まっている。また、アジアに近いという地理的優位性から、国の支援を積極的に活用しながら、地域産品の魅力最大化に向けた不断の取り組みにより、我が国の輸出拡大を後押ししていかなければならない。

しかしながら、九州の農林水産業は、原材料や生産資材価格が高騰する中、適正な価格形成を促す法整備や消費者の理解醸成等の環境整備、労働力の減少、高齢化や低い所得水準など、多くの課題を抱えている。

特に、九州の農林水産業の発展には、外国人を含めた担い手の確保、および人材育成に向けた環境整備が不可欠である。国の大きな枠組みを共有しながら、官民一体となって稼げる仕組みをつくり、「選ばれる産業」となることが必要である。

九州経済連合会は、農業関連団体との協働による担い手不足解消に向けた取り組み、農業経営の効率化・高度化に向けたスマート化の推進、九州の農水産物輸出拡大支援に向けた「九州フェア」の開催、木造化・木質化の普及促進等、農林水産業の抱える課題の解消に向けて取り組みを積み上げてきた。

ついては、ここに九州の農林水産業振興に向けた要望事項を取りまとめ、2025 年度の施策および予算編成にあたり、特段のご配慮を賜りたく要望するものである。

目　次

Ⅰ　農業・畜産業関係

１　食料の安定供給の確保に向けた施策の推進・・・・・・・・・・・・　(P3)

２　生産者の所得向上等につながる農畜産物・食品の輸出促進と
　　高付加価値化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(P3)

３　生産基盤の維持・強化、生産性向上に向けた施策の推進・・・　(P4)

４　災害復旧等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(P5)

Ⅱ　林業関係

１　森林保全、整備及び活用等に関すること・・・・・・・・・・・　(P6)

２　国産木材の利用促進（木造建築物の推進・誘導）・・・・・・　(P6)

３　人材基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　(P7)

Ⅲ　水産業関係

養殖業の産業競争力強化の国家戦略としての推進・・・・・　(P8)

Ⅰ　農業・畜産業関係

九州の思い

農業は、食料を供給し、地域経済を支える基幹産業として極めて重要な役割を担いながらも、生産者の減少・高齢化、TPP による価格競争、自然災害への対応等様々な課題に直面し、強い農業づくりが急務である。さらに、世界人口の増加や新興国の経済発展に伴う食料需要の高まりに、円安、ウクライナ危機等も加わり、生産資材や穀物の国際価格が高騰し、食料安全保障上のリスクが増大している。加えて、米国の関税措置により、日本の食と農をめぐる状況はこれまでになく危うくなっている。

こうした中で、国は「食料・農業・農村基本法」の検証・見直しを行い、昨年の通常国会において改正基本法が成立。改正法に基づく「食料・農業・農村基本計画」を策定し、今後５年間で農業の構造転換を集中的に進め、食料安全保障の確立を目指すこととしている。

当地域は、農業産出額が 2023 年 2.1 兆円で全国の２割を超え、中でも畜産の産出額は全国の約３割を占める等、また、輸出でも大きな可能性を有する「食料供給基地」としての地位を占めている。

これらを踏まえ、将来にわたる農業の振興と持続的発展に向け、官民の取り組みの強化や関連する支援策の充実に係る下記事項について要望する。

具体的な要望事項

１　食料の安定供給の確保に向けた施策の推進

(1)　農畜産物の生産コストを考慮した適正価格の形成

①　持続可能な農業を推進するため、再生産に配慮した適正な価格形成に向けた、流通、加工、小売り、飲食店及び消費者等の理解醸成及び行動変容につながる取り組みの展開・強化

②　農畜産産物の価格動向や市場の状況について、より詳細で正確な情報を定期的に提供するとともに、特にマスコミの食べ物が高いのは悪といった、消費者サイドに偏った報道への対応

(2)　耕作放棄地の活用等、海外依存度の高い小麦、大豆、飼料作物等の国内生産拡大に向けた取り組みの支援

①　九州の主要穀物の小麦や大豆等の生産力を高めるため、収量性・加工適性に優れた品種の開発・普及、栽培技術導入による生産性向上等の取り組みの支援

②　国産飼料の生産・利用の拡大に向けたエコフィードの活用推進等の耕畜連携等の推進や畜産飼料への飲食品メーカー等で発生する食品残渣(搾りかすなど) 活用に対する支援

③　飼料用米の水田作での補助の継続やほとんどが輸入である濃厚飼料の子実用とうもろこしの水田作での補助を畑作にも適用拡大

２　生産者の所得向上等につながる農畜産物・食品の輸出促進と高付加価値化

(1)　関税交渉の強化（関税措置の緩和や見直し等）や関税の影響を受ける生産者・事業者に対する輸出支援策の拡充並びに輸出先の多角化や新たな販路開拓の推進

(2)　輸出相手国・地域への検疫条件改善及び放射能検査の簡素化への働きかけ

原発事故により導入された輸入規制をはじめ、諸外国の輸入規制の撤廃等の対応の加速化

（例）○中国

・いちごや甘藷など九州が強みを持つ品種品目の輸出許可
・牛、豚、鶏の食肉及び加工製品の輸出許可
・2010 年の口蹄疫流行以降、禁止しているＬＬ牛乳の輸出再開
・中国輸出指定精米所施設等の九州地域への指定追加
・放射能規制の撤廃又は大幅緩和（抜取検査、実績に応じた減免等）
・検疫、通関時間の短縮（外検内放の本格導入）

○台湾

・残留農薬検査の基準緩和

(3)　生産者所得向上のため、国産農畜産物のブランディングの強化や生産者の付加価値創出につながる輸出商社とのマッチング等の流通・販売・消費までの連携強化による取り組みの支援

(4)　農畜産物・食品の初めての輸出や輸出拡大に取り組む生産者等への助成金の拠出

(5)　６次産業化や農商工連携、地産地消を促進し、生産から消費までのバリューチェーンを構築するための商品開発・販路拡大等の関係事業者が連携した取り組みのサポート体制の強化並びに国産農畜産物の消費拡大に向けた食育活動等の推進

３　生産基盤の維持・強化、生産性向上に向けた施策の推進

(1)　畜産の経営安定対策

①　畜産事業者の経営安定のための支援及び新規参入の促進

②　畜産糞尿の有効活用及び処理対策の推進

堆肥を活用した循環型農業推進支援

③　アニマルウェルフェアに関する支援体制構築

アニマルウェルフェアに関連した農場等の改修（例：放牧エリアの設置、エイビアリー方式の導入等)や、その考えの下で生産された畜産加工品の販売の支援拡充

(2)　スマート農業の推進

①　現場ニーズを踏まえ、中山間地域でも導入可能なスマート農業技術の開発・実証を推進し、その成果を生産者等へ広く周知するとともに、農地整備やデータ活用などハード・ソフト両面からスマート農業導入の支援強化

②　スマート農機等の導入コストの高さが障壁となっているため、農機等の導入支援の拡充や、農作業の外部委託化によるコスト削減等に資する農業支援サービスの普及

③　生産者の IT リテラシー向上のための教育や、スマート農機等やデータを利活用できる人材育成の支援

④　生産から加工、流通、販売、消費までデータの相互活用が可能なスマートフードチェーンの構築

(3)　地球温暖化対策の更なる推進

①　地球温暖化が農業に与える影響は大きく、従来の農作物生産が困難となっているため、高温等に強い品種や生産技術の開発・導入、対応品種品目の転換や高温対策農業用資材等の導入への支援強化

②　施設園芸用ヒートポンプなどの省エネルギー機器等の開発、社会実装に向けた環境整備の推進

(4)　企業の農業参入促進

①　地域の中小企業も農業に参入しやすいように、農地所有適格法人方式だけでなく、農地リース方式による場合の助成金・支援事業の拡充

②　農地リース方式で参入した企業が長期的で安定的な経営を可能にするため、希望する企業に対する以下の条件の下での農地所有の許可

（条件）

・一定期間の農業経営実績があり、今後事業の継続が見込まれること

・農地を耕作放棄や転用した企業に対して、農地の原状回復可能額の課徴金支払いを義務付

③　農業の農産業への発展のためにアグリビジネスを活性化等させるため、農地所有適格法人の要件緩和

（案）

・法人形態要件：株式会社（公開会社でないもの）の「公開会社でないもの」を撤廃

・事業要件：「主たる事業が農業」［売上高が 1/2 超］の緩和

・議決権要件：農業関係者が総議決権の 1/2 超を占めるの「1/2 超」を１％に緩和

・役員要件：農業に常時従事する構成員の役員→過半を１名以上、原則年間 150 日以上を原則年間 90 日以上へ緩和。使用人等の農作業期間→原則年間 60 日以上を原則年間 30 日以上へ緩和

(5)　農業を支える多様な農業人材や労働力の育成・確保

①　新規従事者の増大に向けた、学生はじめＵターン、Ｉターンやシニアを含む幅広い世代を対象とした基礎教育や技術教育、現場実習のプログラム提供、資金の支援等、全国規模での仕組みの構築

②　農業労働力確保に向けた企業の農業副業や農業現場への人材派遣の取り組みの支援並びに社会的評価やメリットを享受できる仕組みの構築

③　外国人労働者の確保と適正な受け入れに向けて、労働・生活基盤と就労を促進する支援策の充実

４　災害復旧等の推進

(1)　被災した農業用施設の早期復旧

(2)　河川や道路の復旧状況に応じた復旧事業の実施期間の延長

(3)　被災地域の営農継続に必要な支援の継続

・ハウス施設の復旧や果樹の改植等に関わる金融支援等の継続

Ⅱ　林業関係

九州の思い

2050 年カーボンニュートラルを見据えた「グリーン成長」の実現に向け、森林資源循環を基点とした林産業の社会的重要度が増している。このような中、再造林率の向上、森林由来の J-クレジット制度の普及、国土強靭化、国産材の需要増に向けた木造ビル・木質化の推進、担い手の確保・育成、国産材の高付加価値化による林業従事者の所得向上など、様々な課題に直面しており、これらの解決に当たっては、早期実現に向けて官民連携して取り組まなければならない。

当地域は、2022 年における木材産出額が約 806 億円と全国の約 3 割を占め、中でもスギが全国の約 4 割、ヒノキは約 3 割を占める国内最大の木材産出拠点である。また、アジアの玄関口でもある九州の林産業再生・活性化は、全国林産業の再生・活性化へもたらす影響が多大であることから、これらを踏まえ、下記事項について要望する。

具体的な要望事項

1　森林保全、整備及び活用等に関すること

(1)　持続可能な森林経営のための総合支援

① 例年補正予算で補われている「森林整備関連予算」を安定的な財源として当初予算において確保すること

② 造林作業の軽労化・低コスト化、林業経営における生産コストの適正な価格転嫁等の森林資源循環を促す広範な支援策の充実を図ること

③ 災害が多発する九州の国土強靭化対策を強力に推進するため、土壌保全及び水源涵養の機能増進に資する治山事業拡充のための予算を継続的に確保すること

④ 森林管理の効率化やサプライチェーン構築の推進のため、森林 GIS のオープンデータ化、データ更新等への支援の充実を図るとともに、スマート林業の研究開発、実証実験、現場への導入に係る支援の拡充を図ること

(2)　森林由来の J-クレジットの普及促進

① 制度の利用促進を図るため、制度の認知度向上に努めるとともに、申請手続きの簡素化を図ること

② 森林所有者等が、森林由来の J-クレジットの創出・売買にメリットを感じられるよう、審査費用に対する継続的な支援を行うとともに、審査費用の引き下げに向けた措置を講ずること

2　国産木材の利用促進（木造建築物の推進・誘導）

(1)　建築基準法における木造建築基準の合理化を継続

① 九州産木材の活用を促進するため、ヤング係数が低い木材の使用を可能にする基準の検証および要件緩和を検討すること

② 九州産木材の技術検証を早急に実施するため、建設事業を伴わない技術検証を対象とした補助事業を構築すること

(2)　九州の JAS 製材の流通拡大への支援

① JAS 製材の取扱工場の拡大を図るため、JAS 規格認証取得・維持に要する経費の支援を実施すること

② JAS 製材の需要拡大を図るため、需要者及び施工者の JAS 規格材への理解度向上に向けた取組を実施すること

(3)　九州の主要樹種であるスギ・ヒノキを活用した建築技術等の開発・普及

① 地域材の地産地消を推進するため、耐力壁、防耐火仕様・材料等の市場ニーズと地域の産業基盤の実情に応じた木材製品の研究・開発への支援を実施すること

② 先進事例におけるリスク検証やメリット情報の有効活用を図るため、非住宅木造建築物及び中高層木造建築物に関する事例及び設計支援情報の一元化を継続して実施すること

3　人材基盤の確立

(1)　林業における担い手の確保及び人材育成

① 林業における人材の確保、育成を推進するため、「緑の雇用」担い手確保支援事業などを活用し、有効な就業支援体制を構築すること

② 林業における人材の定着を促進するため、就業者の待遇改善、所得向上のための労働環境・賃金の改善に向けた支援を実施すること

③ 外国人労働者の円滑な受入れ・活用を図るため、言語習得、立木伐採・製材技術や危険を伴う業務の環境改善に向けた支援を実施すること

(2)　木造建築物及び木質化の普及拡大に向けた人材育成

① 高度化する木造建築に対応するため、木造・木質化に係る川上・川中・川下の各従事者・技術者への包摂的な養成を行うこと

② 木造建築の技能評価とキャリア形成を促進するため、建設キャリアアップシステム（CCUS）に木造建築技能者版を創設すること

Ⅲ　水産業関係

九州の思い

世界の水産物消費量が年々増加しており、水産物に対するニーズも高まり続けている。海面漁業の漁獲量が減少する中、日本人の生活に欠かすことができない水産物を安全・安心・安定的に供給し、水産業を成長産業としていくために、養殖業の役割がますます重要になっている。

当地域は、日本の水産業生産額において全国の約 3 割を占め、生産基地としての地位を確立している。資源の減少や気候変動による海水温上昇の他、世界的な需要の高まり等もあり、日本の水産物の調達は年々困難となっている。持続可能な水産業の実現に向けた課題を政府と共有し、スマート水産業の推進による生産性向上等の社会要請に応じ、漁獲漁業から養殖業へのシフトチェンジが進む世界の潮流に応じるためにも、輸出を中心としたフードバリューチェーンの最適化や、国内外の消費者ニーズの把握手法の構築が期待される。

水産業の発展に資する現場からの声を届け続けるとともに、排他的経済水域が世界第 8 位の海洋国家でもある日本の優位性を最大限に活用し、将来の水産業を担う意欲のある経営体の新規参入が絶えないような環境整備に向け、下記事項について要望する。

具体的な要望事項

養殖業の産業競争力強化の国家戦略としての推進

1　育種から販売まで一貫したマーケットイン戦略を実現するため、戦略的育種・生産基盤に基づいた完全養殖モデルケース（クロマグロ、ウナギ、ブリ類）等、先端的養殖モデルの生産拠点を九州に設置。モデルケース作成に係る産学連携強化及び研究内容、実施体制に対する支援

2－1　輸出重点品目である九州のブリ類、タイについて、世界的ブランドとしての輸出拡大に向けた輸出先の市場調査や輸出ルート構築支援強化。調査結果に基づいた戦略ビジョンの策定によるバリューチェーン強化支援

2－2　中国政府等の日本産水産物輸入停止の速やかな再開、輸出関連施設の再登録手続きの円滑化、再開の対象外となった 10 県に対する規制撤廃、及び影響を受ける水産事業者への支援拡充

2－3　関税交渉の強化（関税措置の見直し等）や関税の悪影響（販売不振による冷凍保管料の増加、輸出向け増産分の国内還流による魚価下落、生産コスト上昇等）を受ける生産者・事業者に対する輸出支援策の拡充、並びに輸出先の多角化や新たな販路開拓の推進

3　近い将来枯渇が懸念される天然由来の魚種（ウナギ等）及び天然種苗採捕量の変動が大きい魚種（ブリ類等）について、商用化（国内消費）に足る水準の完全養殖技術の早期確立。併せて、養殖を持続可能な成長産業にするための国立・公設試験場への先進的な設備導入、老朽化した施設改修等、設備投資を含めた機能強化

4－1　養殖業の生産性及び収益性向上に向けた沖合養殖システム構築に必要な設備・技術の導入を支援するための新たな補助事業の創出

４－２　持続可能な養殖業推進としての陸上養殖事業安定化に向けた設備にかかる補助金等の支援強化

５－１　養殖経営体の安定化、及び持続可能な養殖のため、魚粉代替飼料の開発・促進に向けた国立・公設試験場の機能強化。魚粉代替飼料として動植物タンパク質を利用した飼料開発のための農業との連携促進

５－２　大規模化による生産性の向上、自動給餌システム等 ICT・AI 等を活用した先進的な養殖業の実現の支援、そのための既存補助事業の拡充（補助額の拡大）または補助事業の新設、及び適正な生産コストを販売価格へ転嫁する仕組みづくり

６　水産業への入職者の増加促進と、事業承継できず廃業する事業者の減少抑制の為、水産業関係への支援制度の更なる拡充、並びに労働力不足を解消する外国人労働者の労働・生活基盤と就労を促進する支援策の充実

以　上

一般社団法人
九州経済連合会
Kyushu Economic Federation

〒814-0004
福岡市中央区渡辺通２丁目１番 82 号 電気ビル共創館 6F
TEL:092-791-4268(地域共創部直通)、 FAX:092-724-2102
https://www.kyukeiren.or.jp